

平成26年2月12日  
消 防 庁**蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）等に対する意見募集**

消防庁は、蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）等の内容について、平成26年2月13日から平成26年3月14日までの間、意見を募集します。

**1 改正内容**

今回の蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）等の主な改正事項は、以下のとおりです。

- (1) 蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）において、産業用リチウムイオン蓄電池に係るJIS規格の制定に伴い、リチウムイオン電池を用いる蓄電池設備の構造及び性能の基準について所要の規定の整備を図るものです。
- (2) 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等において、特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）の施行に伴い、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備の設置及び維持について、令第29条の4に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準に対応するための点検の基準及び点検票の様式等について必要な改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものです。

**2 意見募集対象及び意見募集要領**

- 意見募集対象
  - ・ 蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）
  - ・ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
  - ・ 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
  - ・ 消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）
- 詳細については、別紙の概要資料を御覧ください。

**3 意見募集の期限**

平成26年3月14日（金）（必着）（郵送についても、募集期間内の必着とします。）

**4 今後の予定**

皆様からお寄せ頂いた御意見を検討した上で、当該告示を公布する予定です。



(事務連絡先)

消防庁予防課 吉村補佐、青島

TEL 03-5253-7523 (直通)

FAX 03-5253-7533

## 意見募集要領

### 1 意見募集対象

- 蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）
- 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）
- 消防用設備等試験結果報告書の様式の一部を改正する件（案）
- 消防法施行規則第31条の6第1項及び第3項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式の一部を改正する件（案）

### 2 資料入手方法

意見募集対象となる省令案等については、電子政府の総合窓口（e-Gov）（「パブリックコメント」欄（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>）に掲載するとともに、連絡先窓口において閲覧に供することとします。

### 3 意見の提出方法

意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法等により提出してください。

ただし、電子メールを利用して意見を御提出いただく場合には、メール本文に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を御記入ください。

御記入いただいた氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、御意見を正確に把握する必要があるため、電話等による御意見は御遠慮願います。

#### （1）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：[k.aoshima@soumu.go.jp](mailto:k.aoshima@soumu.go.jp)

消防庁予防課あて

※意見の内容はメール本文に記載して送付してください（コンピュータウィルス対策のため、添付ファイルによる意見の提出は御遠慮願います。）。

#### （2）郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2  
消防庁予防課あて

(3) FAXを利用する場合

FAX番号：03-5253-7533

消防庁予防課あて

※担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

4 意見提出期限

平成26年3月14日（金）（必着）（郵便についても、募集期間内の必着とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov]パブリックコメント・意見募集案内 (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、消防庁予防課において配布します。

なお、意見を提出された方の氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報を公表する場合があります（匿名希望、及び御意見も含めた全体について非公表を希望する場合は、意見提出時にその旨お書き添え願います。）。また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省消防庁予防課 へ

郵便番号：〒

(ふりがな)

住所：

(ふりがな)

氏名(注1)：

電話番号：

電子メールアドレス：

蓄電池設備の基準の一部を改正する件(案)等に関し、以下のとおり意見を提出いたします。

(以下に意見を記載する。別紙に記載する場合は「別紙に記載」と記載し、意見を記載した別紙を添付する。)

## 1 蓄電池設備の基準の一部を改正する件（案）について

### 【概要】

産業用リチウムイオン電池に係るJIS規格の制定に伴い、リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の構造及び性能の基準について所要の規定の整備を図るものである。

### 【理由】

消防用設備等の非常電源として規定されている蓄電池設備について、平成24年3月消防庁告示第4号により、リチウムイオン蓄電池（ポータブル機器用リチウムイオン蓄電池に限る。）に係る技術基準が規定されたところであるが、今般、産業用リチウムイオン蓄電池に係るJIS規格が制定されたことを踏まえ、当該蓄電池を消防用設備等の非常電源である蓄電池設備に位置づける必要があることから、蓄電池設備の基準を改正するものである。

### 【内容】

#### （1）蓄電池設備の構造及び性能（第2第1号関係）

リチウムイオン蓄電池の最低許容電圧について、公称電圧の80%の電圧とならない場合もあることから、最低許容電圧の定義の明確化を行う。

#### （2）蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能（第2第2号関係）

リチウムイオン蓄電池の構造及び性能について、新たに制定された産業用リチウムイオン蓄電池に係るJIS規格に適合する蓄電池を追記するほか、最低許容電圧の定義の明確化に伴い、所要の規定の整備を行う。

#### （3）表示（第3第6号関係）

リチウムイオン蓄電池を用いる蓄電池設備の表示について、蓄電池設備の容量を規定するにあたって、蓄電池の最低許容電圧値を確認する必要があることから、当該蓄電池の最低許容電圧を表示することを明記するとともに、用語について規定を整理する。

### 【施行期日】

平成26年7月1日から施行する。

## 2 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式の一部を改正する件（案）等について

### 【理由】

特定駐車場における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（案）の施行に伴い、閉鎖型泡水溶液ヘッド等を用いた泡消火設備の設置及び

維持について、令第 29 条の 4 に基づく通常用いられる消防用設備等の防火安全性能と同等以上の性能を有する設備等として必要な技術基準に対応するための点検の基準及び点検票の様式等について必要な改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

**【内容】**

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和 50 年消防庁告示第 14 号）、消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第 4 号）及び消防法施行規則第 31 条の 6 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成 16 年消防庁告示第 9 号）について、特定駐車場用泡消火設備に係る規定を加えるほか、所要の規定の整備を行うものである。

**【施行期日】 公布の日**

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ハ（ニ）の規定に基づき、蓄電池設備の基準の一部を次のように改正する。

平成二十六年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

第二第一号(十)中「蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。」を「蓄電池の性能を保持するため最低限度必要な電圧をいう。以下同じ。」に改める。

第二第二号(二)中「適合するもの。」を「適合するもの」に改める。

第二第二号(三)を次のように改める。

(三) リチウムイオン蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること。

イ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）の規定に適合し、かつ、J I S C 八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの



ロ J I S C 八七一一一（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第一部）及び J I S C 八七一一二（産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第二部）に適合するもの

第二第二号(七)の次に次のように加える。

(ハ) リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の最低許容電圧は、公称電圧の八十パーセントの電圧であること。

第三第六号中「定格電圧」を「公称電圧」に改め、「定格容量」の下に「並びに蓄電池の最低許容電圧」を加える。

#### 附 則

この告示は、平成二十六年七月一日から施行する。

蓄電池設備の基準の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○ 蓄電池設備の基準（昭和四十八年消防庁告示二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 蓄電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)～(九) (略)</p> <p>(十) 容量は、最低許容電圧（蓄電池の性能を保持するために最低限度必要な電圧をいう。以下同じ。）になるまで放電した後二十四時間充電し、その後充電を行うことなく消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等を行うことができるものであること。</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 国際電気標準会議規格六一九五―二（密閉形ニッケル・水素蓄電池）に適合するもの</p> <p>(三) リチウムイオン蓄電池は、次のいずれかに該当するもの又</p>	<p>第二 構造及び性能</p> <p>一 蓄電池設備の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一)～(九) (略)</p> <p>(十) 容量は、最低許容電圧（蓄電池の公称電圧の八十パーセントの電圧をいう。）になるまで放電した後二十四時間充電し、その後充電を行うことなく消防用設備等を、当該消防用設備等ごとに定められた時間以上有効に監視、制御、作動等を行うことができるものであること。</p> <p>二 蓄電池設備の蓄電池の構造及び性能は、次に定めるところによる。</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>ニ 国際電気標準会議規格六一九五―二（密閉形ニッケル・水素蓄電池）に適合するもの。</p> <p>(三) リチウムイオン蓄電池は、電気用品の技術上の基準を定め</p>

はこれらと同等以上の構造及び性能を有するものであること  
イ 電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経  
済産業省令第三十四号）の規定に適合し、かつ、J I S C  
八七一一（ポータブル機器用リチウム二次電池）に適合す  
るもの

ロ J I S C 八七一五一一（産業用リチウム二次電池の単電  
池及び電池システム第一部）及び J I S C 八七一五一一（  
産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム第二部  
）に適合するもの

（四）七（略）

（八）リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の最低許容電圧は、公  
称電圧の八十パーセントの電圧であること。

三〇六（略）

### 第三 表示

蓄電池設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に  
消えないように表示するものとする。

一〇五（略）

六 リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当た  
りの公称電圧及び定格容量並びに蓄電池の最低許容電圧

る省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第九リ  
チウムイオン蓄電池に適合し、かつ、J I S C 八七一一（ポ  
ータブル機器用リチウム二次電池）に適合するもの又はこれ  
と同等以上の構造及び性能を有するものであること。

（四）七（略）

（新設）

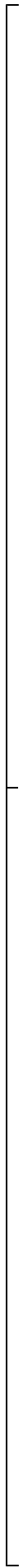
三〇六（略）

### 第三 表示

蓄電池設備には、次に掲げる事項をその見やすい箇所に容易に  
消えないように表示するものとする。

一〇五（略）

六 リチウムイオン蓄電池を用いるものにあつては、組電池当た  
りの定格電圧及び定格容量



○消防庁告示第 号

消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成十六年消防庁告示第九号）第二第一号及び第二号並びに第四の規定に基づき、消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和五十年消防庁告示第十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

第二号中「屋内消火栓設備」を「屋内消火栓設備」に改める。

第五号中「泡消火設備」を「泡消火設備」に改める。

第九号中「屋外消火栓設備」を「屋外消火栓設備」に改める。

第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六 特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第三十六及び別記様式第三十六

別表第三十五の次に次の一表を加える。



## 別表第36 特定駐車場用型泡消火設備の点検の基準

### 1 機器点検

次の事項について確認すること。

#### (1) 水源

##### ア 貯水槽

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がないこと。

##### イ 水量

規定量が確保されていること。

##### ウ 水状

著しい腐敗、浮遊物、沈澱物等がないこと。

##### エ 給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

##### オ 水位計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

##### カ 圧力計（圧力水槽方式のものに限る。）

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

キ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(2) 加圧送水装置

ア ポンプ方式

(ア) 電動機の制御装置

a 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

b 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

c 表示

適正であること。

d 電圧計及び電流計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

e 開閉器及びスイッチ類

変形、損傷、脱落、端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。



f ヒューズ類

損傷、溶断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

g 継電器

脱落、端子の緩み、接点の焼損、ほこりの付着等がなく、機能が正常であること。

h 表示灯

正常に点灯すること。

i 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等がないこと。

j 接地

著しい腐食、断線等がないこと。

k 予備品等

予備品及び回路図等が備えてあること。

(イ) 起動装置

a 起動用水圧開閉装置

(a) 圧カスイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであること。

(b) 起動用圧力タンク

変形、損傷、漏水、漏気、著しい腐食等がなく、圧力計の指示値が適正であること。

(c) 機能

作動圧力値が適正であること。

b 火災感知装置

(a) 感知器

自動火災報知設備の機器点検の基準に準じ、機能が正常であること。

(ウ) 電動機

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d 軸継手

緩み等がなく、機能が正常であること。

e 機能

正常であること。

(エ) ポンプ

a 外形

変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

b 回転軸

回転が円滑であること。

c 軸受部

潤滑油に著しい汚れ、変質等がなく、必要量が満たされていること。

d グランド部

著しい漏水がないこと。

e 連成計及び圧力計

正常に作動すること。

f 性能

適正であること。

(オ) 呼水装置

a 呼水槽

変形、損傷、漏水、著しい腐食等がなく、水量が規定量以上あること。

b バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

c 自動給水装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

d 減水警報装置

変形、損傷、著しい腐食等がなく、機能が正常であること。

e フート弁

吸水に障害となる異物の付着、つまり等がなく、逆止効果が正常であること。

(カ) 性能試験装置

変形、損傷、腐食等がなく、機能が正常であること。

イ 高架水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が得られること。

ウ 圧力水槽方式

変形、損傷、腐食、漏水等がなく、所定の圧力が確保されており、かつ、圧力の自然低下防止

装置が正常に作動すること。

(3) 減圧のための措置

減圧弁等に変形、損傷、漏れ等がないこと。

(4) 配管等

ア 管及び管継手

漏れ、変形、損傷等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 支持金具及びつり金具

脱落、曲がり、緩み等がないこと。

ウ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

エ ろ過装置

ろ過網の変形、損傷、異物の<sup>たい</sup>堆積等がないこと。

オ 逃し配管

変形、損傷、著しい腐食等がなく、逃し水量が適正であること。

カ 流水検知装置二次側配管（予作動式のものに限る。）

圧力が適正であること。

キ 末端試験弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

ク 混合装置試験弁

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

ケ 標識

制御弁及び末端試験弁である旨の標識が適正に設けられていること。

(5) 泡消火薬剤貯蔵槽等

ア 消火薬剤貯蔵槽

変形、損傷、漏液、漏気、著しい腐食等がないこと。

イ 消火薬剤

変質、著しい汚れ等がなく、規定量以上貯蔵されていること。

ウ 圧力計

変形、損傷等がなく、指示値が適正で、かつ、正常に作動すること。

エ バルブ類

漏れ、変形、損傷等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉操作が容易にできること。

(6) 泡消火薬剤混合装置及び加圧送液装置

ア 外形

変形、損傷、漏水、漏液等がないこと。

イ 泡消火薬剤混合装置（調整機構を有するものに限る。）

調整機構の設定状態が設置時と同じであること。

ウ 加圧送液装置

漏液等が無く、加圧用ポンプを用いるものにあつては、加圧送水装置に準じた点検を行い、機能が正常であると。

(7) 閉鎖型泡水溶液ヘッド等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感知障害

ヘッドの周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 放射障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

エ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

オ 適応性

設置場所に適応するヘッドが設けられていること。

(8) 開放型泡水溶液ヘッド等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、つまり等がないこと。

イ 放射障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(9) 感知継手等

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 感知障害

感知継手の周囲に感熱を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

感知継手が設けられていない部分がないこと。



## エ 適応性

設置場所に適応する感知継手が設けられていること。

### (10) 一斉開放弁（電磁弁を含む。）

漏れ、変形、損傷、著しい腐食、端子の緩み、脱落等がなく、機能が正常であること。

### (11) 流水検知装置

#### ア バルブ本体及び附属品

漏れ、変形、損傷等がなく、圧力計の指示値が適正であり、かつ、機能が正常であること。

#### イ リターディング・チャンバー

変形、損傷、著しい腐食等がなく、かつ、オートドリップ等による排水が有効であること。

#### ウ 圧力スイッチ

変形、損傷、端子の緩み等がなく、設定圧力値が設計図書のとおりであり、かつ、作動圧力値が適正であること。

#### エ 音響警報装置及び表示装置

機能が正常であること。

#### オ 減圧警報装置

作動圧力及び警報が適正であること。

(12) 泡ヘッド

ア 外形

漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がなく、他のものの支え、つり等に利用されていないこと。

イ 泡放出障害

ヘッドの周囲に散水分布を妨げるものがないこと。

ウ 未警戒部分

ヘッドが設けられていない部分がないこと。

(13) 耐震措置

アンカーボルト、可とう管継手等に変形、損傷、著しい腐食等がなく、耐震措置が適正に行われていること。

(14) 制御盤

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、損傷等がないこと。

ウ 電圧計

変形、損傷等がなく、指示値が適正であること。

エ 表示

適正であること。

カ 予備品等

予備品、回路図等が備えられていること。

キ スイッチ類

端子の緩み等がなく、開閉位置が正常で、かつ、開閉機能が正常であること。

ク ヒューズ類

損傷、熔断等がなく、所定の種類及び容量のものが使用されていること。

ケ 表示灯

正常に点灯すること。

コ 結線接続

断線、端子の緩み、脱落、損傷等のないこと。

サ 接地

著しい腐食、断線等の損傷がないこと。

シ 予備電源及び非常電源

a 電源の自動切替機能

電源の自動切替機能が正常であること。

b 端子電圧・容量

所定の電圧値及び容量を有していること。

## 2 総合点検

(1) 起動性能等

流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動し、電動機の運転電流値が許容範囲内であり、運転中に不規則、不連続な雑音又は異常な振動、発熱がないこと。

(2) 放射圧力

放射圧力は、使用するヘッドの最低放射圧力以上でかつ最高放射圧力以下であること。

(3) 希釈容量濃度

使用する設備の最低希釈容量濃度以上でかつ最高希釈容量濃度以下であること。

(4) 発泡倍率

5倍以上の発泡倍率であること。

(5) 25%還元時間

60秒以上であること。

別記様式第三十五の次に次の一様式を加える。

特定駐車場用泡消火設備点検票						
名称			防火 管理者	⑩		
所在			立会者	⑩		
点検種別	機器・総合	点検年月日	年 月 日 ~ 年 月 日			
点検者	資格 番号	点検者 所属会社	社名 TEL			
	氏名		住所			
点検 設備名	ポンプ	製造者名	電動機	製造社名		
		型式等		型式等		
点検項目		点検結果			措置内容	
		種別・容量等の内容	判定	不良内容		
機器点検						
水 源	貯水槽		種別			
	水量		m <sup>3</sup>			
	水状					
	給水装置					
	水位計					
	圧力計					
	バルブ類					
加 圧 送 水 装 置	電動機 の 制 御 装 置	周囲の状況				
		外形				
		表示				
		電圧計・電流計		V A		
		開閉器・スイッチ類				
		ヒューズ類		A		
		継電器				
		表示灯				
		結線接続				
		接地				
予備品等						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

加 圧 送 水 装 置	起 動 装 置	起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	圧 力	設定圧力	MPa			
			ス イ ッ チ					
			起 動 用 圧 力 タ ン ク		MPa			
	火 災 感 知 装 置	感 知 器	機 能	作動圧力	MPa			
			専 用 兼 用					
	電 動 機	外 形						
		回 転 軸						
		軸 受 部						
		軸 継 手						
		機 能						
	ポ ン プ	外 形						
		回 転 軸						
		軸 受 部						
		グ ラ ン ド 部						
		連 成 計 ・ 圧 力 計						
	呼 水 装 置	性 能		MPa	L/min			
		呼 水 槽			L			
		バ ル ブ 類						
		自 動 給 水 装 置						
		減 水 警 報 装 置						
フ ー ト 弁	フ ー ト 弁							
	性 能 試 験 装 置							
	高 架 水 槽 方 式							
圧 力 水 槽 方 式								

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。



減 圧 の た め の 措 置				
配 管 等	管 ・ 管 継 手			
	支 持 金 具 ・ つ り 金 具			
	バ ル ブ 類			
	ろ 過 装 置			
	逃 し 配 管			
	流 水 検 知 装 置 二 次 側 配 管 (予 作 動 式 の も の に 限 る 。)			
	末 端 試 験 弁			
	混 合 装 置 試 験 弁			
	標 識			
泡 消 火 薬 剤 貯 蔵 槽 等	消 火 薬 剤 貯 蔵 槽			
	消 火 薬 剤			
	圧 力 計			
	バ ル ブ 類			
泡 消 火 薬 剤 混 合 装 置 及 び 加 圧 送 液 装 置	外 形			
	泡 消 火 薬 剤 混 合 装 置			
	加 圧 送 液 装 置			
閉 鎖 型 泡 水 溶 液 ヘ ッ ド 等	外 形			
	感 知 障 害			
	放 射 障 害			
	未 警 戒 部 分			
	適 応 性			
開 放 型 泡 水 溶 液 ヘ ッ ド 等	外 形			
	放 射 障 害			
	未 警 戒 部 分			
感 知 継 手 等	外 形			
	感 知 障 害			
	未 警 戒 部 分			
	適 応 性			
一 斉 開 放 弁 (電 磁 弁 等 を 含 む)				

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

流水 検知 装置	バルブ本体等		MPa			
	リターディング・チャンバー					
	圧力スイッチ	設定圧力	作動圧力			
		MPa	MPa			
	音響警報装置・表示装置					
減圧警報装置						
泡ヘッド	外形					
	泡放出障害					
	未警戒部分					
耐震措置						
制御 盤	周囲の状況					
	外形					
	電圧計					
	表示					
	予備品等					
	スイッチ類					
	ヒューズ類					
	表示灯					
	結線接続					
	接地					
	予備電源及び 非常電源	電源の自動 切替機能				
端子電圧・容量						

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
  - 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
  - 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
  - 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

総 合 点 検				
起 動 性 能 等				
放 射 圧 力	備考欄表参照			
希 積 容 量 濃 度		%		
発 泡 倍 率		倍		
2 5 % 還 元 時 間		Sec		
備 考	放射試験の実施階記入欄			
	階	最遠( 階)	任意の階( 階)	
	放射圧力	MPa	MPa	
備 考	屈折率計の読みと希釈容量濃度（混合率）			
測 定 機 器	機 器 名	型 式	校 正 年 月 日	製 造 者 名

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 種別・容量等の内容欄は、該当するものについて記入すること。
- 3 判定欄は、正常の場合は○印、不良の場合は×印を記入し、不良内容欄にその内容を記入すること。
- 4 選択肢のある欄は、該当事項に○印を付すこと。
- 5 措置内容欄には、点検の際措置した内容を記入すること。

## 附 則

この告示は公布の日から施行する。

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件の一部を改正する件  
新旧対照表

○ 消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式（昭和五十年消防庁告示第十四号）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>二 屋内消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第二及び別記様式第二</p> <p>五 泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び別記様式第五</p> <p>九 屋外消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第九及び別記様式第九</p> <p>三十六 特定駐車場用泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第三十六及び別記様式第三十六</p> <p>別表第一 第三十五（略）</p> <p>別表第三十六</p>	<p>消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ、次のとおりとする。</p> <p>一 三十五（略）</p> <p>二 屋内消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第二及び別記様式第二</p> <p>五 泡消火設備の点検の基準及び点検票 別表第五及び別記様式第五</p> <p>九 屋外消火栓設備の点検の基準及び点検票 別表第九及び別記様式第九</p> <p>（新設）</p> <p>別表第一 第三十五（略）</p> <p>（新設）</p>

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の三第五項の規定に基づき、消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

第三十七号の次に次の一号を加える。

三十八 特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書 別記様式第三十八

別記様式第三十七の次に次の一様式を加える。

特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書

試験実施日 年 月 日

試験実施者

住所

氏名

印

用途	( )項 ・		構造			
延べ面積	m <sup>2</sup>		階数	地上 階	地下 階	
試験項目			種別・容量等の内容		結果	
水	源	水源の種類・構造	—			
		水量	m <sup>3</sup> (縦 m横 m 有効深さ m)			
		吸水障害防止措置	有 ・ 無			
		給水措置	—			
		耐震措置	有 ・ 無			
外 観 試 験	加 圧 送 水 装 置	設置場所				
		ポンプの仕様	製造者名	定格吐出量 L/min		
			型式	定格全揚程 m		
		電動機の仕様	製造者名	種別 型電動機		
			型式	定格電圧 V		
			製造番号	定格電流 A		
		ポンプ・電動機	設置状況	—		
			接地工事	種接地		
			配線	—		
			潤滑油	—		
		水温上昇防止のための 逃し装置	配管・バルブ類	管の呼び	A	
			オリフィス等	流過口径	mm	
			ブースターポンプに設ける 逃し配管・逃し装置	逃がし配管の高さ	m	
	逃し装置の設定圧力		MPa			
性能試験装置の配管・バルブ類						

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果		
外 観 試 験	加 圧 送 水 装 置	呼 水 装 置	材 質	鋼板製 ・ 合成樹脂製		
			水 量	L		
			溢 水 用 排 水 管	管の呼び	A	
			呼 水 管	管の呼び	A	
			補 給 水 管	管の呼び	A	
			減 水 警 報 装 置	フロートスイッチ ・ 電極		
		制 御 装 置	設 置 場 所			
			制 御 盤	—		
			予 備 品 等	—		
			接 地 工 事	種接地		
		圧 力 計 ・ 連 成 計	設 置 位 置	—		
			性 能	級		
	減 圧 措 置			有 ・ 無		
	起 動 装 置	直 接 操 作 部				
		起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	起 動 用 圧 力 タ ン ク	第2種圧力容器 ・ 高圧ガス圧力容器		
			タ ン ク 容 量	L		
			配 管 ・ バ ル ブ 類	管の呼び	A	
		自 動 式 起 動 装 置	感 知 器	—		
		流 水 検 知 装 置				
	高 架 水 槽 を 用 いる も の	構 造				
		内 容 積 ・ 落 差		m <sup>3</sup> m		
		配 管 ・ バ ル ブ 類		—		
		水 位 計		—		
	圧 力 水 槽 を 用 いる も の	種 類 ・ 構 造		第 2 種 圧 力 容 器 ・ 高 圧 ガ ス 圧 力 容 器		
		内 容 積 ・ 有 効 圧 力		m <sup>3</sup> m		
		自 動 加 圧 装 置		有 ・ 無		
		配 管 ・ バ ル ブ 類		—		
水 位 計 ・ 圧 力 計		—				
耐 震 措 置			有 ・ 無			
配 管 ・ バ ル ブ 類	設 置 状 況					
	機 器	配 管		—		
		バ ル ブ 類		—		
		吸 水 管		—		
		フ ー ト 弁		—		
耐 震 措 置			有 ・ 無			
電 源	常 用 電 源			V		
	非 常 電 源 の 種 類			専用受電 ・ 自家発電 ・ 蓄電池		



試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
外 観 試 験	閉鎖型泡水溶液ヘッド	設 置 方 法	配 置 等	—	
			配 管 へ の 取 付	—	
			取 付 方 向	—	
		機 器	標 示 温 度	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			配 置 等	—	
	開放型泡水溶液ヘッド等	設 置 方 法	配 管 へ の 取 付	—	
			取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
		機 器	構 造 ・ 性 能	—	
			配 置 等	—	
			配 管 へ の 取 付	—	
	感 知 継 手	設 置 方 法	取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
		機 器	標 示 温 度	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			配 置 等	—	
	泡 へ ッ ド	設 置 方 法	配 管 へ の 取 付	—	
			取 付 方 向	—	
			取 付 方 向	—	
機 器		泡 へ ッ ド	—		
		配 置 等	—		
		配 管 へ の 取 付	—		
一 斉 開 放 弁	設 置 状 況	復 旧 ピ ン	—		
	作 動 試 験 装 置				
	機 器	構 造 ・ 性 能	—		
制 御 弁		設 置 場 所 等	—		
		設 置 高 さ	床面からの高さ m		
		構 造	—		
		表 示	—		
流 水 検 知 装 置		設 置 場 所 等	—		
		種 別 ・ 口 径	—		
		減 圧 警 報	—		
		構 造 ・ 性 能	—		
末 端 試 験 弁		設 置 場 所	—		
		構 造	—		
		表 示	—		

特定駐車場用泡消火設備

④

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
外 観 試 験	自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置	—		
		火 災 表 示 装 置	—		
	減 圧 措 置		有 ・ 無		
	泡 消 火 薬	泡消火薬剤貯蔵槽	設 置 場 所		
			泡消火薬剤の適正		
			貯 蔵 量	L	
			圧 力 計 の 指 示	MPa	
	剤 貯	泡消火薬剤 混 合 装 置	設 置 場 所	—	
			混 合 方 法	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
	蔵 槽	泡消火薬剤	種 別		
			性 能	希釈容量濃度 %	
	等	混 合 装 置 試 験 弁	設 置 場 所	—	
			表 示	—	
	耐 震 措 置		—		
	制 御 盤		設 置 場 所	—	
			周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	—	
			設 置 状 況	—	
			構 造 ・ 性 能	—	
			操 作 部	—	
予 備 品 等			—		

試 験 項 目			種 別 ・ 容 量 等 の 内 容	結 果	
機 能 試 験	呼 水 装 置 作 動 試 験	減水警報装置作動状況	床面からの高さ cm		
		自動給水装置作動状況	—		
		呼水槽からの水の補給状況	—		
	制 御 装 置 試 験	起動・停止操作時の状況等	—		
		電源切替時の運転状況	—		
	起 動 装 置 試 験	ポンプの起動状況	—		
		起動表示の点灯状況	—		
		起動用水圧開閉装置の 作 動 圧 力	設定圧力 MPa 作動圧力 MPa		
	ポ ン プ 試 験	運 転 状 況	—		
		※ 締切運 転時の状 況	締切揚程	m	
			電 圧	V	
			電 流	A	
		※ 定格負 荷運転時 の状況	定格揚程	m	
			電 圧	V	
	電 流		A		
	※ 水 温 上 昇 防 止 装 置 試 験		逃し水量	L/min	
	※ ポ ン プ 性 能 試 験 装 置 試 験		表示値の差	L	
	高 架 水 槽 を 用 いる も の	作 動 試 験	給水装置作動状況		
		静 水 圧 測 定			
	圧 力 水 槽 を 用 いる も の	作 動 試 験	給水装置作動状況		
自 動 加 圧 装 置 作 動 状 況					
静 水 圧 測 定					
配 管 耐 圧 試 験			試験圧力	MPa	
流 水 検 知 装 置 ・ 表 示 等			—		
一 斉 開 放 弁					

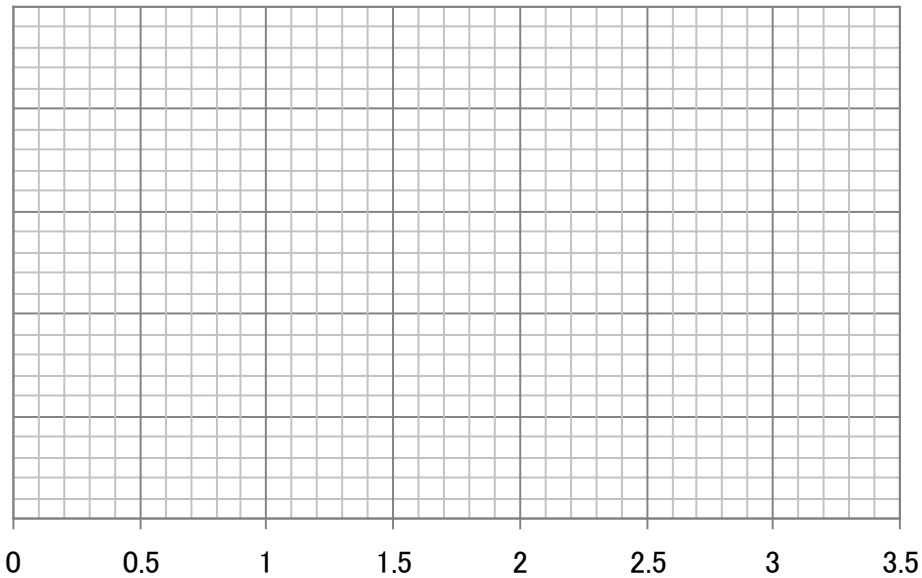
総 合 試 験	放射試験		起 動 性 能 等	—	
			放 射 圧 力	備考欄表参照	
			放 射 量	備考欄表参照	
	希 積 容 量 濃 度			%	
	発 泡 倍 率			倍	
	2 5 % 還 元 時 間			sec	
	制 御 盤	予備電源 試 験	電 源 の 自 動 切 替 機 能	—	
			端 子 電 圧 ・ 容 量	—	
	非常電源切替試験		自 家 発 電 設 備	—	
			蓄 電 池 設 備	—	
燃 料 電 池 設 備			—		

放射試験の記入欄

区画	1	2	3					
放射圧力 MPa								
放射量 L/min								

放射量Qは、 $Q = K\sqrt{10P}$ で求める。K=60、P=放射圧力

屈折率計の読みと希積容量濃度（混合率）



希積容量濃度（混合率）

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 選択肢のある欄は、当該事項を○印で囲むこと。
  - 3 ※「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。
  - 4 結果の欄には、良否を記入すること。
  - 5 非常電源及び配線についての試験結果報告書を添付すること。
  - 6 操作盤が設けられているものにあつては、操作盤についての試験結果報告書を添付すること。

附 則

この告示は公布の日から施行する。

消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表  
 ○消防用設備等試験結果報告書の様式（平成元年消防庁告示第四号） （傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一 三十七 （略）</p> <p>三十八 特定駐車場用泡消火設備試験結果報告書 別記様式第三十八</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>消防用設備等試験結果報告書の様式は、消防用設備等の種類及び非常電源の種類並びに配線及び総合操作盤の別に応じ次のとおりとする。</p> <p>一 三十七 （略）</p>

○消防庁告示第 号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第一項及び第四項の規定に基づき、消防法施行規則第三十一条の六第一項及び第三項の規定に基づく消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成十六年消防庁告示第九号）を次のように改正する。

平成二十六年 月 日

消防庁長官 大石 利雄

第三の表中「二酸化炭素消火設備」を「不活性ガス消火設備」に、「並びに複合型居住施設用自動火災報知設備」を「複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備」に改める。

別記様式第一を次のように改める。

別記様式第1

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書 年 月 日 消防長（消防署長）（市町村長） 殿 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 電話番号 _____							
下記のとおり消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検を実施したので、消防法第17条の3の3の規定に基づき報告します。 記							
防火対象物	所在地						
	名称						
	用途						
	構造・規模	造	地上	階	地下	階	
	床面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>			
点検期間	年 月から 年 月まで（ 年 月から 年 月まで）						
消防用設備等（特殊消防用設備等）の種類等							
点検票	別添のとおり						
点検者	住所			社名			
	氏名			電話番号			
	点検資格	消防設備士	種類等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
			甲・乙	種類	都道府県	交付番号	受講地
		消防設備点検資格者	種類		交付年月日	再講習受講状況	
			特・第1・第2種		交付番号	受講年月	
				年月日	年 月		
				第 号			
※受付欄		※経過欄		※備考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 点検者が複数の場合は、別記様式第3に記入し、添付すること。
- 3 消防用設備等又は特殊消防用設備等ごとの点検票を添付すること。
- 4 ※印欄は、記入しないこと。
- 5 点検期間のうち、消防用設備等と同時に特殊消防用設備等を点検する場合、その点検期間を（ ）へ記入すること。
- 6 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。



別記様式第三を次のように改める。

別記様式第3

消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

点 検 者					設 備 名	
住所				社 名		
氏名				電話番号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
		甲・ 乙 種 類	都道 府 県	交付番号	受 講 地	受 講 年 月
				年 月 日	都道 府 県	年 月
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再講習受講状況
			交付番号	受 講 年 月		
	特 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 1 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	住所				社 名	
氏名				電話番号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
		甲・ 乙 種 類	都道 府 県	交付番号	受 講 地	受 講 年 月
				年 月 日	都道 府 県	年 月
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再講習受講状況
			交付番号	受 講 年 月		
	特 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 1 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	住所				社 名	
氏名				電話番号		
資 格	消 防 設 備 士	種 類 等	交付知事	交付年月日	講習受講状況	
		甲・ 乙 種 類	都道 府 県	交付番号	受 講 地	受 講 年 月
				年 月 日	都道 府 県	年 月
		消 防 設 備 点 検 資 格 者	種 類		交付年月日	再講習受講状況
			交付番号	受 講 年 月		
	特 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 1 種		年 月 日	年 月		
			第 号			
	第 2 種		年 月 日	年 月		
			第 号			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 住所、社名及び電話番号の欄は、点検者が会社（会社以外の法人に所属する場合は当該法人）に所属する場合には、当該所属する会社の住所、社名及び電話番号を記入すること。
- 3 資格の欄は、消防設備士又は消防設備点検資格者の区分、種類等、交付年月日、交付番号、交付機関、最新の講習（再講習）受講年月日を記載すること。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第一及び別記様式第三の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部を改正する件 新旧対照表

○ 消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成十六年消防庁告示第九号）

（傍線部分は改正部分）

現行		改正案													
<p>第一・第二（略）</p> <p>第三 点検の期間</p> <p>点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び点検の方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。</p>	<p>第一・第二（略）</p> <p>第三 点検の期間</p> <p>点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び点検の方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第十七条第三項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。</p>	<table border="1"> <tr> <td>消防用設備等の種類等 (略)</td> <td>点検の内容及び方法 (略)</td> <td>点検の期間 (略)</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備、スプリンクラ設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力</td> <td>機器点検</td> <td>六月</td> </tr> </table>	消防用設備等の種類等 (略)	点検の内容及び方法 (略)	点検の期間 (略)	屋内消火栓設備、スプリンクラ設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力	機器点検	六月	<table border="1"> <tr> <td>消防用設備等の種類等 (略)</td> <td>点検の内容及び方法 (略)</td> <td>点検の期間 (略)</td> </tr> <tr> <td>屋内消火栓設備、スプリンクラ設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力</td> <td>機器点検</td> <td>六月</td> </tr> </table>	消防用設備等の種類等 (略)	点検の内容及び方法 (略)	点検の期間 (略)	屋内消火栓設備、スプリンクラ設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力	機器点検	六月
消防用設備等の種類等 (略)	点検の内容及び方法 (略)	点検の期間 (略)													
屋内消火栓設備、スプリンクラ設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力	機器点検	六月													
消防用設備等の種類等 (略)	点検の内容及び方法 (略)	点検の期間 (略)													
屋内消火栓設備、スプリンクラ設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力	機器点検	六月													

<p>（略）</p>	<p>消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備</p>	<p>（略）</p>	<p>総合点検</p>	<p>（略）</p>	<p>一年</p>
------------	--	------------	-------------	------------	-----------

<p>（略）</p>	<p>消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管並びに特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備並びに複合型居住施設用自動火災報知設備</p>	<p>（略）</p>	<p>総合点検</p>	<p>（略）</p>	<p>一年</p>
------------	--	------------	-------------	------------	-----------